

## 豊中市体育施設指定管理者選定評価委員会の傍聴要領

### 1 目的

この要領は、審議会等の会議の公開の実施に関する要領（以下「公開要領」という。）に基づき、豊中市体育施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 傍聴定員

委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴者の定員は10人とする。ただし、会場の都合又は議事の内容によりこれを増減することができる。

### 3 傍聴手続

(1) 会議の傍聴の申込みは、公開要領に定める「会議開催のお知らせ」等によりその方法を告示し、事前に受け付けるものとする。

ただし、この方法により難しいときは、会議の開催時刻の概ね30分前から受け付けるものとする。

(2) 前号の受け付けは、先着順にこれを行う。

### 4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者

(4) 前3号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

### 5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声で騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

## 6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た者は、この限りでない。

## 7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

## 8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附則

この要領は平成25年（2013年）6月24日から実施する。